

近世初期の森林資源の開発と熊野

笠 原 正 夫

キーワード：熊野木材への着眼、紀州藩の山林政策、「御救」政策と熊野地方、口熊野の組制と大庄屋の増員

はじめに

紀伊山地には広大な森林がある。この豊富な森林資源の本格的な開発が、いつごろ、どのような社会的背景の中で行なわれてきたのかを検討してみよう。

もっともそれは、余り古い話ではない。16世紀末から17世紀初にかけて、豊臣秀吉をはじめとする天下を統一した霸者たちが、城郭や大寺院を建築するにあたって用材として着眼してきたことより始まっている¹⁾。とりわけ関ヶ原役後、浅野幸長が紀伊国へ入国してからの慶長期末～元和期初にかけて、濫伐が一気に進んだと考えられる。用材の供出を命じられた浅野幸長は、そのため領国支配の確立が急務となった。伐り出された木材の多くは、新宮川（熊野川）などの大河川を河口まで流下させて、京都、大阪、江戸などへ廻送されたが、流下の途中で洪水などにより、しばしば熊野灘へ流れ出てしまうこともあった。そこで村々では、木材を繋ぎ留める対策や流木を拾い集めて回収する必要があり、浅野氏は、川沿いの村々や熊野灘沿岸の浦村に、その組織をつくらせた。

浅野氏の後に入国した南紀徳川氏は、浅野氏と全く異なった山林政策を行なっている。領内の山林の保護育成策である。幕藩体制の確立を目指した領国支配が行われると、森林は巨大建築の用材提供よりも、国土保全や農業生産の向上に重点が移って行ったからである。

こうした視点に立ってみると、近世初期の熊野地方の統治が、どのように展開しているのか興味深い問題を含んでいる。もともと熊野地方は、急峻な山地帯で平地が少ないため、生産性の低い耕地が多い。そこで人々は、山林に生活の場を求めなければならなかつた。紀伊国に入国した近世領主は、この熊野地方の支配に全力を傾けた。浅野時代から南紀徳川氏の統治時代にかけて、熊野地方では中世的な旧荘郷が分合しながら、近世的な郷村制へと村が変質してい

く時期である²⁾.

本稿は、そうした時期に焦点を置いて、山林開発が村の形成にどのように関係しているかを口熊野の事例で考えてみることにする。

一 熊野木材への着眼

天正13年（1585）5月、紀州に攻め込んだ豊臣秀吉は、根来・雜賀を制圧して紀ノ川流域を支配下に置くと熊野地方へ軍を進めた。熊野は森林の宝庫であり、産出される良材はたいへん魅力的であった。秀吉は天下統一の戦争を勝ち抜きながら、支配と統治の象徴である城郭や大寺院の建築に力を注ぐが、そのために大量の巨木が必要となつた³⁾。秀吉が熊野の支配にこだわった理由はそこにあった。しかし、熊野の人々は簡単に秀吉の言いなりになつたわけではない。秀吉の祐筆山中山城守長俊が、天正14年3月27日に牟婁の安宅川流域に勢力を置いていた在地領主小山氏・安宅氏にあてた書状に、「大坂御本丸御作事」に供する材木の提供を求めたところ、両氏が素直に聞き入れなかつたため、「公儀御用被相妨様ニ候ハ、御為不可然候、早速被止其煩被出可然候……公儀御用次第ニ其方より山出儀可被仰付候哉、左様ニも無之理不尽ニ被相留候儀、御耳ニ立候てハ不可然候」⁴⁾とあり、用材の提供をしぶっているのが、秀吉の耳に入ると大変なことになると、注意をうながしている。また秀吉は、京都東山に大仏殿を造ろうとして、天正16年3月にも羽柴秀長の家臣の羽田正親と藤堂高虎にあてて朱印状を出しているが、それには、「熊野奥山中々大仏材木事、大木出兼候分看板ニひき候て可相届候」⁵⁾と、方広寺大仏殿用材に巨木を熊野地方の在々へ申し付け、大木は板に挽いて届けよとある。同16年4月22日に藤堂高虎にあてた朱印状にも、「大仏足代材木之事、長さ二間木、二間半木、三間木二人持式万本、来月十日以前ニ可出候」⁶⁾とあり、大仏殿建築工事の足場を組むために、必要な材木二万本を5月10日まで送つて來るように命じている。しかし、このとき伐り出された用材は、新宮川などの水流を利用して新宮まで流下したが、多くの材木が大雨で流出したため、すぐ沿岸の浦々へ申し付け、流木の回収を命じた朱印状が、羽田正親、藤堂高虎、杉若越後ら三人あてに出されている⁷⁾。

慶長6年（1801）8月25日付で、片桐且元から久木小山式部氏次にあてて出された書状にも、豊臣秀頼が四天王寺の諸堂を建立するので熊野から用材を伐り出すようにと命じている⁸⁾。

徳川家康も熊野の木材に着眼していた一人である。慶長11年（1606）正月19日、江戸城の修復を正式に発表すると、諸大名に手伝普請を命じた⁹⁾。3月朔日に工事が始まるが、諸大名は伊豆国真鶴海岸から石材を運ぶ石船を送っている。浅野幸長は、それより以前の慶長9年7月に、熊野地方の沿岸の浦々へ389艘の石船の建造を命じており、そのため石船の用材が大量に伐り出されている¹⁰⁾。浅野幸長に新宮へ配されている浅野右近忠吉が、慶長10年5月7日に「新宮河筋相野惣郷中立筋百姓中」にあてた申渡状によると、「新宮近辺三里四里之間、

在々山にてけや木材木うりかいニ仕候事かたく令停止候」と、新宮近辺の三里・四里のうちの村々の百姓に、櫻の伐り出しや売買を禁止している。それは、「公儀より御用に候ハ、自是急度可申付候」とあるように、石船の用材に支障が出るのを防止するためであった¹¹⁾。

伊達政宗も熊野材の良質さを熟知していた大名である。政宗は、松島の瑞巖寺の造営にあたり、慶長9年（1604）8月15日にみずから縄張りを指揮して、翌10年6月3日から鉋立てに入っている。用材は紀州熊野から海路を運び、瑞巖寺の本堂・庫裏などの主要部をみごとに竣工させた。また同14年3月26日に方丈の棟上げがなされたが、その棟札に、「大檀越奥州刺史伊達少将藤原政宗朝臣、自紀州熊野山取其材、命匠人中村日向守藤原吉次以建焉」と書かれ、建築にたずさわった大工に、紀州那賀郡根来鶴衛門家次、脇大工同吉衛門頼定の二人の名前も記されている¹²⁾。紀州根来の名匠が呼び寄せられていたのである。伊達政宗は、伏見在勤中に京都の文化に接し、畿内の文化水準の高さに魅せられていた。政宗は遠い奥州の地へもそれを伝えるため、高度な技術を有する紀州の匠人を呼び、風格のある名刹を築造した。

慶長14年正月、徳川家康は豊臣秀頼に、慶長元年（1596）の地震で崩壊したままになっていた、方広寺の大仏殿の再興を勧めて再興に着手させたが、同19年の開眼供養に「鐘銘事件」を引き起こした話は有名である。この再建に豊臣恩顧の大名の一人として、浅野幸長に命じて大量の熊野材を寄進させているが、この用材を「大仏木」と呼んでいた¹³⁾。新宮川の川筋を中心に戸々での用材の伐り出しが始まったが、多雨地帯だけに折悪しく8月18日の大水によってせっかく伐り出した材木が大量に流失した。幸長は、近藤平十郎・渡辺九右衛門らを「流木改」に任命して派遣し、川筋を中心に流木の調査をして改帳を作成させた。同14年8月付で流木奉行中から「流木留貯之覚」が発せられているが、「右当国川すゑ大水之時、從山中ながれ出る材木百姓罷出つなきとめす候へハ、流れ出材木うせ候、大水之刻つなきとめ候事、百姓過分之手間にて候条、なけれ木川海にてとめ漕よせ候貯并寄木つなきとめ候貯相定候」とあり、流木を防ぐために川筋の百姓に入念に木材をつなぎとめることや、流木を拾い集める百姓に払う「漕よせ候貯」「つなきとめ候貯」を定めている。同年10月28日付の「覚」には、熊野灘沿岸の浦神～井田浜までの浦々と新宮川筋で集めた流木のうち、「紀州様」＝浅野幸長に納める分を泉屋久兵衛・京屋才兵衛ら5人の商人が買い取ることが記されている。

同15年正月11日、浅野幸長は龍神新右衛門を「木之口奉行」に任じ、新宮へ派遣して逗留させた。在所隣郷から「薪ぬかわらさうし」を差し出すように新宮周辺の庄屋百姓に書面で通達している。やがて3月24日には、前年の流木材が片付いたので、柘植市左衛門、佐野藤右衛門から、浅野幸長の御代官湯川五兵衛へ書状が届けられた。「四月廿六日流木材片付方等之儀、市川惣右衛門、湯川五兵衛より書状を以相達ス」とある。同16年5月10日に「大仏木口前銀子」を受け取ったと記した切手が古座組の沖勘三郎へ下付されている。

元和2年（1616）4月17日、徳川家康が死去すると、10月、幕府は下野国日光山に神廟（東照宮）の造営に取り掛かった。藤堂高虎が経営を司り、阿倍四郎五郎五之が材木の運漕を指導

している¹⁴⁾。同年9月22日に、「日光下野國御宮造営、其外御作事御用ニ付、紀伊國ニ有之御材木運賃船ニ而早々積廻し候様、御年寄衆より御連書を以浅野右近大夫忠吉被仰越」¹⁵⁾とあり、幕府は、老中の安藤対馬守重信、土井大炊助利勝、本多上野介正純らが連署した奉書を浅野右近大夫忠吉に発し、材木を早く送ってくるように命じている。領主浅野長晟は、新宮に配している家臣の浅野右近大夫忠吉に一切の権限を代行させて対応させていた。

翌3年5月4日、九鬼光隆が新宮へその御用木を受け取りに来て、ほぼ船積みを終えている。これらの御用木は、「ゑりわけ請取可申と存、相改候処ニ存知之外すくなく御座候……此跡々も此なミの御材木駿府・江戸へ渡し御下し候……只今我等ふしなし計を請取可申と申候ハ、新儀ニ六ヶ敷事を申様ニ可思召候」¹⁶⁾とあるように、良材は意外と少なく、並の木材は駿府と江戸へ送って城郭建築材に使用するとあり、日光東照宮用の節のない良材を選び出すのに苦労している。熊野材はこれまで大量に伐り出されていて良材は少なくなっていた。同年10月2日に浅野左衛門佐智親（浅野幸長の城代）が浅野右近大夫下代中（家臣）に命じた書状には、將軍秀忠の御書院と御数寄屋の建築材に「松の節なし四方まさ」の献上を命じている。木の量が多いので、牟婁郡のみでなく有田・日高両郡の山中からも探し、長さ、太さは帳面に記したとおりの木を伐って、年内に舟着場へ出しておき、翌4年正月早々に江戸へ送るよう心掛けよとある¹⁷⁾。

元和3年10月24日付で浅野長晟が本宮組、あかき（赤木）村、三ツ村、同新宮川筋大野村の在々の庄屋・百姓中あてに「公儀材木御用」に関する書状を出している¹⁸⁾。それには御材木改奉行に龍神新右衛門、長田五郎七、浅野右近大夫下代の三人を任じて材木の有無を申し出させている。「当国ニ無之大材木大和領并伊勢領ち出候ハ、不寄何時右近大夫かた迄可申理候」とあるように、良材の宝庫と注目された熊野地方の巨木もほとんど伐り尽くされて残っておらず、大和領、伊勢領に求めなければ御用木は得られない状態になっていた。

二 紀州藩の山林政策

元和5年（1619）9月、徳川家康の第10子頼宣が紀伊国へ入国したが、家康が付家老に推挙した安藤帶刀が田辺へ、水野重仲が新宮に配置されて紀州藩の領国支配が固まった。そのため熊野地方は、本藩領（頼宣支配）の口熊野と奥熊野、それに田辺領と新宮領に四分割された統治形態になった¹⁹⁾。しかし、熊野地方は森林地帯であることには変わりなく、紀州藩も浅野氏に引き続いて森林政策を軸にした熊野地方の統治策を行なっている。ただ浅野統治時代と異なるのは、良材の伐採とそれの搬出といった森林資源の開発のみではなく、樹木の成育や山林の保護育成に力を注いでいることである。

寛永8年（1631）8月29日付で、新宮領請川組では、水野氏が「御公儀御用木」を指定している。請川村で幹の廻り一尋三尺の楠の大木1本、静川村で松の木20本、槐木13本、野竹

村で槐木12本が対象となり、それぞれの村に預けられて管理し、百姓が勝手に伐ってはならないとの通達が出されている²⁰⁾。言うまでもなく、新宮領では本藩の山林政策に従っていたのである。

紀州藩が、寛永13年12月付で出した「奥熊野山林御定書并先年之壁書」²¹⁾は、最初の藩の山林政策に関する法令である。奥熊野の村々で山林、開墾予定地、柴刈場、肥草刈場、牛飼刈場など百姓が直接生産活動にかかわる場所を除くすべての山林を「留山」として、木の伐採や山焼きを禁止した。また楠、柏（榧）、槐（欅）は立木のみならず枯木の切り出しも禁止し、八尺以上の杉、檜、松の濫伐も取り締まっている。いわゆる「六木の制」である。藩は、こうした山林政策を推進するために大庄屋や庄屋など村役人に権限を持たせて山林の保護育成につとめさせた。新宮領では水野淡路守が「六木についての制道」を領内の山廻り庄屋、頭百姓に布達している²²⁾。

正保2年（1645）9月に発せられた定書は、紀州藩の最初の総合的農村法と言われるが、その中に六木の伐取、御留山、山野のかくい掘り、山焼きなどを禁止した山林保護政策が掲げられている²³⁾。次に出された延宝5年（1677）10月の定書にも、正保2年の山林保護策がそのまま引き継がれており、山林保護は、紀州藩の農山村統治の基本となっている。戦乱の余韻がまだ残っていた浅野時代に比べ、幕藩制が確立しつつあった徳川氏の統治下では、封建領主にとって山林の利用価値は、水源涵養、土砂押止などの国土保全と農業生産の向上に重点が移っていたのである。「御留山」「六木の制」は、紀州藩の山林保護の理念に基づいていて、それなりの意味があったことはいうまでもないが、しかし、「熊野に於ては、柏、楠、槐は殆んど其の伐採を許可されざりしが故に、人民は甚だしく此留木を厄介視し、留木の繁茂の為め他の有用材の生育を害し、又誤りて留木の幼木を伐採する時は、厳罰に処せられるを以て、留木のある山には自由に立ち入る事を恐る」²⁴⁾と、「御留山」や「六木の制」を迷惑がる現象が村々で起こっていた。そのため、慶安3年（1650）以後は、両熊野（口熊野と奥熊野）では杉・檜・松は留木を免じられ、百姓は自由に伐採できるようになった。耕地が狭く、生産性も低い熊野地方では、山林が重要な生産活動の場として活用されなければならず、留木の緩和は山林資源の開発を盛んにさせた。

紀州藩では、元禄9・10年（1696～97）に山林に関する触書が幾通も出されている。元禄9年5月の「有田郡奉行中へ申渡」²⁵⁾には、「有田郡山保田中在々杉檜植附、自今已後百姓助成に仕度候」とあり、同年9月の「日高有田山中筋在々へ被申付候様にと郡奉行中へ申渡す」²⁶⁾にも、「山中筋は稼第一の事候、兼て申附候通隨分相応の植もの可致候」と、これまで見られなかった植林の奨励、助言の文言が見られるようになっている。領主も山林の再生を意識していることが窺え、村々では造林も行われるようになった。

元禄9年10月、山中から仕出す材木・丸太の川下しについて、口熊野郡奉行所は、「定」とそれに添付した書状が二通出されている²⁷⁾。古座川と安宅川の川長の村々を対象にしている

が、「定」は六か条からなっている。山中から伐り出された「やたら木」²⁸⁾は、山元で一本毎に木口印を念入りに打つように命じている。また無木口印は寄木と同じ扱いにするとし、「やたら木」の仕出しの途中で売買を認める木材は木口印のみであって、「無木口印」は一切売買を認めないとある。そのため、木印は組々の大庄屋へ必ず届けておかなければならなかった。川流しのときは、木印をよく改め、到着した場所で選別して仕分けるようにせよ。急な出水や大水のときは、留場に材木を留めて置いて流失を防ぐようにせよ。日置浦、古座浦では「所船」(土地の船)も他所船とともに「紛れやたら木」をいっさい購入してはならない。安宅川では市鹿野から河口の日置浦まで、古座川では真砂から古座浦まで、範囲は定められた留貯どおり支払うようにせよ。市鹿野および真砂より上流は、これまでどおり留貯は支払わなくてもよいなどと記され、山中で伐り出された木材の川下しについても細かい規定ができていた。

他の一通は三か条からなっている。その内容は、口熊野全体で山稼ぎは「才木」の仕出しが多い。安宅川でも古座川でも、川長や小川谷に揃えて置いた木材の盗難がよく起こるという。才木は川の水の状態を見て川下しをするが、ときには急流に乗せて流すこともあり、流失して所在が不明になることもしばしばあった。そこで川長の留め置き場で、木主との留貯の支払いと口論がよく起こる。不当に留貯を要求したり、才木を隠して木主へ渡さず、浜へ出して売ってしまう者もいると聞くが、不届き千万である。村々へ渡している「定書」の内容をよく守り、違反者が出了たならばすぐに申し出よ。隠し置いて後日発覚したときは、庄屋、肝煎、五人組はもちろん村中へも過料を申し付けると、川下しに関する不正行為のきびしい取り締まりを記している。

木材の搬出には、伐り出した山中から川口に碇泊する廻船まで、支障なく運ばれる流通路が整備されていなければならないが、熊野地方の主要な河川では、元禄期までにそれがほぼできていたと思われる。

元禄14年（1701）5月、古座川上流の平井村で、奈良東大寺大仏殿の御用木に栃の木110本を伐り出した。「先年元禄之比大仏殿御用木御仕出し之節、栃木打折候との書附ニ西川村領と致し……」²⁹⁾とある。平井村と西川村にまたがるあたりの山林に栃の良材が多く生育していて、両村の百姓の山論が絶えなかった。その争論の訴状に、元禄12年（1699）9月に奈良の東大寺大仏殿の勧化が始まると、用材に栃の木を求めてきたことが記されている。また、「元禄宝永之比御用木御仕出し之節諸御用相勤、其後楠櫻栃小木相認差出し候様被仰出、右山々見分人足井村役人数ハ相改、何谷何畝ニ何本と申目録帳面相認山廻り山本吉右衛門殿、大庄屋佐本清左衛門へ指出候」³⁰⁾ともあり、元禄・宝永期の御用木伐り出しに、平井村では村役人が諸御用を務め、山々見分の人足も出て改め、木数の目録帳面を作成して提出している。

既に慶長期の城郭、大書院などの建築ブーム以来、中央政権に注目されて熊野の山々から多くの巨木が伐り出されていた。そのため山深い新宮川流域での伐採が激しく、樹齢300年以上の巨木は余り残っていなかったのではなかろうか。元禄期になって東大寺大仏殿の再建のと

き、古座川流域に用材を求めるにあらなかつた。伐り出された木は、古座川を流下し、河口で廻船に積んで奈良へ運ばれて行つた。

三 「御救」政策と熊野地方

元禄12年（1699）に熊野地方は凶作に見舞われている。その翌年には飢饉が発生して人々を苦しめた。「元禄七戌年より同十四巳年迄在方へ被仰渡帳」³¹⁾に示されているように、次々と農村法が発せられる背景には、疲弊に苦しむ領内農村に対して無策では過ごせない紀州藩の事情があった。元禄12年10月の「郷組一札」³²⁾は郷組を統轄する大庄屋が、農村支配の諸事項を百姓に申し聞かせ、それを遵守することを誓わせ、藩に差し出す一札であるが、たいへん具体的な農村支配策である。領民に対して、藩祖頼宣の父母状の理念に基づき、遵法と納税の義務を守る精神を身に着けることが強調されている。そのためには、要となる大庄屋の存在が大きく、とりわけ領民の生活維持が立ち行きにくい熊野地方では重要な意味を持った。

またこのとき、口熊野御代官・郡御奉行中に申し渡された「覚」³³⁾は、七か条の布達であるが、藩もこの飢饉によって領民の生活が深刻な状況にあることを認識していた。その冒頭に「口熊野在々百姓次第に弱成御納所等も滞候由、近年も段々令吟味御救之儀共申付候事に候、……此度弥令吟味御納所筋并百姓共稼之仕入御救に成候品々申付ける儀に候間」と、口熊野の村々では、納入すべき年貢も認められないほど領民が疲弊しているので、諸色打ち廻りの下役人まで「御救」の趣旨に基づいて百姓の稼ぎを援助するようにせよとの指示が出されている。当時口熊野御代官所は古座中湊にあり、郡奉行所は古座西向浦にあって、口熊野の在々へは毎年春に巡在して村々の状況を視察していた。

先の七か条の布達が出されてくる背景をみると、口熊野領内に現れている悪しき諸現象を既に藩庁でも把握しており、それら六項目を条文の中に含んでいる。すなわち「大庄屋村庄屋頭百姓の風俗諸事手重く仕掛け、末々の百姓を下に附、身体宜者も御納所等致難渋末々の百姓共之妨に成候者有之由相聞候」「御年貢米取立の儀年内未滞候様相聞候」「売付米宜百姓共多く借請、小百姓共へ又かしにいたし、小百姓共損失多有之様相聞候」「浦方山方之稼有之所々は、田畠之耕作別て疎に有之様相聞候」「高利之借金仕所并借金の方へよき山などを差入所も有之様相聞候」「山方稼有之所に商人并仕方悪く、百姓共勝手に難合候由相聞候」と農民の生活が破壊されていく状況が述べられている。その一方で、新田荒起し、水損箇所の改修普請を奨め、肥料代を貸し付けて米麦の増産につとめさせ、葛・蕨掘り、材木・切木の仕出し、網漉き、苦編みなどの作間稼ぎも奨励して、領民の生活が困窮しないように生活全般にわたって詳細な注意事項を指示して、百姓みずからに自覺を促しながら自立心を持つことを訴えている。

「御救」を基にした領民対策を掲げた藩政を推進するために藩は、領内農民の生活状態をはじめとする村々の現状を正確に把握し、より領民の実態に即した政策を打ち出していかなければ

ばならなかった。また18世紀初に、熊野地方の各地に御仕入方役所が次々と設立されている。領民の救済と林産物などの開発を目的としていたことはいうまでもない。口熊野においては、元禄13年に周参見組大野、同15年には古座組高川原、宝永元年（1704）には三尾川組西川、周参見組市鹿野に置かれ、奥熊野においては、元禄15年に木本、尾鷲、長島といった廻船の出入りの多い主要三港に、宝永2年（1705）に木本組新鹿、同3年に本宮、同4年に北山組大又にそれぞれ設置しているのも、藩の「御救」の具体策であった³⁴⁾。

この時期、古座浦に置かれて口熊野の領民統治に携わってた、郡代官所と郡奉行所が周参見浦へ移転している。その時期は明確ではないが、正徳2年（1712）辰4月の記録に、「近年口熊野御役所出来仕候ニ付、彼御役所御用村繼人某周参見ニて相務候」とあり³⁵⁾、口熊野の郡衙が周参見浦に移転していることを裏付けている。そして、その前年（正徳元）卯11月22日の記録にも、未納になっている田辺御城附鍛冶大工職役米銀2貫912匁7分を納入した受取書が「周参見御代官所」から発行されており、移転の時期の手掛りを与えてる³⁶⁾。口熊野の山間地域の開発を視野に入れた藩は、古座方面から古座川に沿って入るより、周参見方面から入る方が地理的にも便利であったからである³⁷⁾。

奥地の山間部へは、田辺城下の商人たちも早くから関係を持っていた。当初は、田辺領三番組の村々の山産物を取り扱っていたと考えられるが、やがて本藩領の四番組とも取引関係が生まれてきた。享保4年（1719）6月、田辺南新町のあわや与兵衛が提出した「口上」³⁸⁾によると、7・8年以前（正徳元・2）の極月に、四番組の打越惣右衛門に頼まれて大坂の木材問屋に才木を売る相談を持ちかけたことが記されている。古座川、安宅川の流域に属さない山間地からも多量の木材が別のルートで産出されており、田辺城下の商人との関係ができた。田辺町江川の商人のなかには、「近郷山方を引受仕候義重々商売ニ御座候、右山方と申ハ四番領并三番山地領仕出諸荷物、当浦々へ之廻船運賃積を以、上方下り荷物或ハ問屋替セ銀前借銀買懸リ等向寄手廻ニ買仕候」³⁹⁾と、材木問屋からの前借り金で山間地から山産物を買い集める商人も出ていた。彼らは、享保11年（1726）に、四番組の山産物を富田川の川舟を操業して河口まで搬出しようとした紀州藩の計画に激しく反対して計画を中止させている。しかし、四番組の開発はさらに進み、山産物の生産量は増加していく。薪炭の生産が増加すると、市場への搬出には富田川の川舟の運行は不可欠になってきた。

四 口熊野の組制と大庄屋の増員

元禄13年（1700）8月の「口熊野奉行中へ申渡す」によれば、「口熊野は村数多候故、大庄屋四人にて諸事手廻不宜候付、老人増し候筈に候間、大庄屋可勤者を御立組分相数之儀御吟味候て書付御出可有之候、已上」⁴⁰⁾とある。口熊野は、これまで大庄屋が4人であったが、村数も多いうえ広域な山間地帯であるため、村々への通達や廻文が届くのに手間がかかり不都合が

多いので、大庄屋を1人増員して5人にしたらしい。新たに1組を創設するわけで、村々の組み分けをし直すための吟味を行っている。この口熊野における大庄屋1人増員の問題をもう少し掘り下げてみよう。

前述のごとく、元和5年に徳川頼宣が入国してから、熊野地方は口熊野と奥熊野に2分割されたが、口六郡（名草、海士、那賀、伊都、有田、日高）と同じように両熊野へは、それぞれ郡奉行の代官を和歌山から派遣して統治をさせた。そして、その一方で、由緒系譜のある在地の有力農民の中から大庄屋を任命して、郡奉行・代官の下に配置して農村統治を補佐させ、藩の施策を支配下の村々に徹底させる方針をとった。一般に中世の郷村を統治していた公文が大庄屋に任せられる場合が多かった⁴¹⁾。

紀州藩における大庄屋の設置は、寛永11年（1634）9月17日から同12年8月26日までの間と見られるが⁴²⁾、それは、紀ノ川流域など藩権力による支配が早くから及んでいた地域のことと、土豪勢力が残っていて藩権力の浸透が遅れた熊野地方の大庄屋の創設は、時期的に少し遅くなる。安藤氏支配地の田辺領は寛永14年9月であるが⁴³⁾、口熊野も奥熊野も大庄屋の設置時期が今ひとつ明らかでない。「大庄屋は寛永二十年の創始にして、熊野は翌正保元年に之を設置す」とする『東牟婁郡誌』説が一般的に適用されているが、その根拠は明らかではない。元禄10年頃作成された「諸色覚帳写」⁴⁴⁾の口熊野の項に「大庄屋四人」とあり、奥熊野の項に「大庄屋七人」とある。奥熊野の大庄屋7人は近世後期においても変わらなかつたが、前述のごとく口熊野は1人増員されて、近世後期には5人になっている。

大庄屋が統轄する「組」が近世の行政区名として創設されるのは、大庄屋の設立と関係はあるが、今のところ同じ時期であるとは断定できない。「日高鑑」の「右組々在々之わけ」⁴⁵⁾に「川瀬勘右衛門組」「塩崎五郎左衛門組」「糸田久太夫組」などと記されているように、本来は支配する大庄屋の名称が使われていたのである。

口熊野で大庄屋を1人増員したことによって、新しく創設されてくる組は何組であろうか。

元禄13年以前に存在した口熊野の4組名を諸文献の中から採録すると次のようになる。

1. 承応2年（1653）卯月19日、「安居村目安」に「安宅大庄屋平左衛門」（『日置川町史』第三巻）
2. 延宝4年（1676）9月5日、「四番組大庄屋横谷六郎」（『紀州田辺町大帳』第一巻）
3. 延宝5年（1677）10月29日の「鯨網代に付口上」に「古座組大庄屋楠羽左衛門」（『和歌山県史』近世史料五）
4. 天和2年（1682）9月22日、「江田組大庄屋」（『万代記』六）
5. 貞享4年（1687）4月16日、「瀬戸江川網代出入に付曖証文之事」に「安宅組大庄屋原徳左衛門」（『万代記』六）
6. 元禄7年戊辰5月の「乍恐口上」に「江田組大庄屋浦儀八郎」（『和歌山県史』近世史料五所取「普請諸入用扣」）

などで、古座組、江田組、安宅組、四番組の組名が出てくるが、三尾川組は元禄7年以前には出てこない。安宅組は周参見組に引き継がれており、その時期は元禄12年（1699）6月の「三ヶ五か村・安居村立会連判一札」⁴⁶⁾に「周参見組大庄屋周参見三郎右衛門」とあることから組名が変わったのはこの頃であろう。それゆえ、新しく創設された組は三尾川組の可能性が高い。

さて、中世的な旧荘郷か近世の組へどう移行していくのかという問題の先駆的研究は、1941年に伊東多三郎氏によって成されている⁴⁷⁾。氏は、熊野地方は「山地が多くて近世的郷村形態の自然的発達の条件が具備していなかった」ことが、中世的荘郷の分合を激しくして、複雑な跡を残すとする。そして、数個の荘郷が合して1つの組になったり、1つの荘郷が数組に分割されていると説かれる。紀伊国全域の旧荘郷から組への移行状況の一覧表を作成されているが、きわめて正確に検証された労作である。

慶長18年（1613）6月の「紀州検地高目録写」⁴⁸⁾は、浅野幸長が紀州入国直後の慶長6年（1601）に実施した紀伊国総検地の全1075か村の村高と小物成高を、名草、海土、那賀、伊都、有田、日高、牟婁の7郡別に書き出した目録である。領国内の全村の村高を把握することは、浅野幸長が年貢調達にはもちろん、領国支配を確立するための基本であった。

この目録に所収されている村々の随所に「庄」「組」「筋」などの呼称が付せられていて、近世以前の地域連合体が形成されていたことを裏付けている。口熊野領域の状況に限ってみると第1表のとおりである。この場合「古座組」「七川谷組」「小川谷組」「灘組」などは、近世の行政区画としての組とは別である。こうした組織を踏まえて検地が実施されたが、その過程で中世以来の地域連合体の中で存続してきた村が近世体制下の村に変質していく。また徳川幕府により、次々と熊野材の供出を課せられてくる浅野氏にとって、中世的な荘郷に代わり、広域に村々を掌握できる新しい行政組織の確立が不可欠であった（第2表）。

口熊野には、古座川、安宅川（日置川）の2大河川があり、田辺領には富田川が流れている。

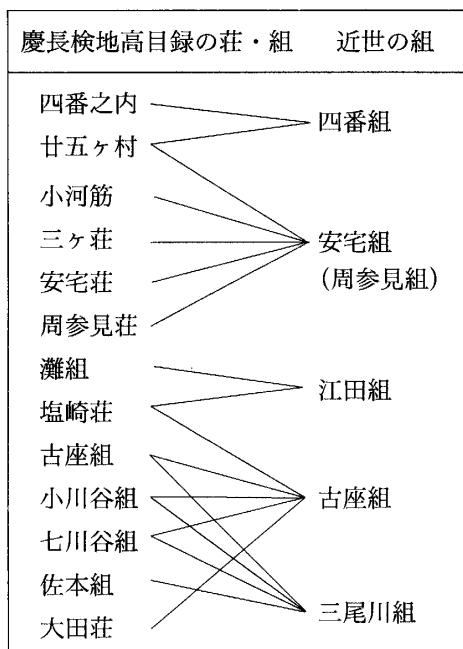
安宅川は、上流の山間部が蛇行の激しい渓谷の5支流の水を集めて流れる河川である。下流部に「安宅庄」10か村、その上流の「三ヶ庄」5か村があり、支流の城川と將軍川の渓間の村々と、城川が本流に合流する付近の村々を合わせた「小河筋」12か村がある。その上流部にあるのが「廿五ヶ村」で、深い山間部を形成する。本流に沿う要衝の市鹿野と付近の村々、支流の前の川、熊野川の流域の村々をあわせて25か村から成っている。最上流部は「四番ノ内」7か村である。

この安宅川水系では、上流の山間地帯の「廿五ヶ村」が2分し、上手の16か村が最上流部の「四番之内」と合併して「四番組」と称した。村数は全23か村と少ないが、広大な山林の中に集落が点在している。「廿五ヶ村」のうち、市鹿野、合川など下手の8か村と「小河筋」12か村、下流の「三ヶ庄」5か村、「安宅庄」10か村および「周参見組」の3か村を合わせて

第1表 口熊野の村（133か村）と荘・組（慶長18年「紀州検地高目録」より作成）

庄組名	村名（一ノ=1村）	村数
四番之内	平和道下大近野 湯内 瀬田川川川露中	7
廿五ヶ村	上下五伊 符面長九 大谷向合深小竹里大上佐古下一玉 木木 原 串 ノ瀬 荷 守守味産 戸川瀬川 谷口山川谷谷平谷川露田屋露野伝	25
小河筋	中追矢矢大小小北小大柿宇 ノケノ 垣都 俣槐谷口槐宗川谷房宗内木	12
三ヶ庄	出九神中寺 宮 原木寺鳴山	5
安宅庄	安塩口古宇矢田安田日 ケ井我野井摩 宅野谷屋地田井子川置	9
周参見庄	周口大 参和河 見深内	3
灘組	見江里和田江田有 老野 津住浦深子田並田	8
塩崎庄	高二二上出串闇 姫伊大須樺 浜東 ノ姫 女色部野雲本川 川串嶋江野	13
古座組	古神西古津中高池池宇月齊高川潤大 一鶴立立相洞藏日南 三大 川ノノ津ノ 中 相ノ 南 峯尾 座川向田荷湊原口山木瀬谷瀬口野柳 雨川相川瀬尾土川平 川川	28
小川谷組	直猿中洞宇山大 筒 川川崎尾井手桑	7
七川谷組	西添下松佐成平 ノ 川川露根田川井	7
作本庄	大津大追栗中佐深 須 垣野 鎌羅谷川内川本谷	8
大田庄	下 田 原	1

第2表 口熊野の荘・組から組への変化



(慶長18年「紀伊州検地高目録」より)

「安宅組」(のちの周参見組) となった。

紀伊半島の南端部には、西側に灘組8か村、隣接して「塩崎荘」が半島最南端を東側にかけて13か村から成っている。これら両組の21か村は、いずれも海岸に沿って集落を形成している。このうち「灘組」と「塩崎荘」の西部に位置する7か村を合わせたのが、「江田組」15か村で、人々の多くは漁業を生業に置いている。

4つの支流からの流れを集めて熊野灘に注ぐ古座川は、下流域には「古座組」28か村があり、その本流上流部に「七川谷組」7か村と、支流佐本川沿いの「佐本組」8か村、小川沿いの「小川谷組」7か村をあわせて50か村が存在する。この古座川水系50か村に、海岸部の「塩崎荘」の6か村と、「大田荘」の1か村が加わって広大な近世の古座組57か村が置かれたと思われる。

しかし、元禄13年の三尾川組の創設は、古座川水系のうちの上流部の「七川谷組」7か村を中心に、尾根を堺に隣接する「小川谷組」の上流部の村々や支流の佐本川や三尾川が、古座川本流に落ち合うあたりの大川、三尾川、南平の古座組の3か村と佐本組が加わっていた。古座川流域の内陸部の開発が進むなかで、必然的に三尾川組が古座組から独立したのである。組を創設し、大庄屋1人を増員することにより、口熊野御奉行所および御代官所の支配の徹底がはかられた。

まとめ

熊野地方の近世は、豊臣政権による熊野の木材の濫伐によって始まったと言ってよい。少なくとも樹齢300年以上の巨木は伐り出されたが、それは、また無尽蔵と思われた森林資源の開発でもあった。城郭、大寺院などの建材に供出を命じられた浅野氏統治時代の伐採は激しかった。

慶長6年（1601）の総検地を通して、浅野氏による熊野地方の支配は進んでいくが、樹木の伐り出しや川下し、流木の防止、大水で流出した用木の回収といった専門的で複雑な役務を領民に課することも可能になった。その結果、上方や江戸など、権力者の居館の用材としても熊野の山々から大量の樹木が伐り出されていくのである。

浅野氏に代わって紀伊国に入国した徳川頼宣は、むしろ山林の保護育成策を進めたところに

特色がある。留山を設け、六木の制を定めてむやみに樹木の伐採をすることを禁じた。また現存する巨木を調査して、村々にその管理を命じている。たしかにそれは、森林の保護と再生には効果があったが、一方領民の生活も制約されることが多かった。

徳川氏による大庄屋の設置と行政区としての組の創設は、領民の掌握を更に深めたが、それによりきめの細かい施策が徹底することになった。本稿で問題とした口熊野における大庄屋の1名増員は、多様化している地域社会をまとめ、領民を支配していくうえで口熊野郡御奉行所、御代官所として必要なことであった。

元禄期以降、口熊野の奥地の山間地帯に開発の手が入ってくるが、5人による大庄屋の存在が大きくなっている。大げさに言えば、野山に生育している樹木の1本1本まで支配が可能になつたと言えるのである。

元禄期の奈良の大仏殿の再建が発表されたとき、熊野地方へも用材を求めてきている。しかし、慶長期までの伐採が激しかったため、用材は見つからなかった。これまで余り手の付けられていなかつた古座川の上流部に生育する樹木が伐り出されている。近世中期以降の熊野材の供出は、それまでと異なつてくる。

注

- 1) 『和歌山県史』中世（和歌山県、1994年刊、681～682ページ）、なお同書は、播磨良紀「秀長執政期の紀州支配について」を引用している。
- 2) 伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態」(1), (2) (『社会経済史学』十一巻七・八、1941年刊)
- 3) 三鬼清一郎「方広寺大仏殿の造営に関する一考察」(永原慶二他『中世・近世の国家と社会』(東京大学出版会1986年)、『日置川町史』第一巻(日置川町2005年)
- 4) 前掲『日置川町史』第一巻335ページ。
- 5) 6) 7) 前掲『日置川町史』第一巻236ページ。いずれも『高山公実録』上より収録。
- 8) 前掲『日置川町史』第一巻337ページ。
- 9) 『新訂増補国史大系徳川実紀』第一編(吉川弘文館1976年) 403～411ページ。
- 10) 前掲『徳川実紀』第一編119ページ。また「清光公済美録」卷之六に記述されている。
- 11) 『本宮町史』文化財・古代中世史料編(本宮町2002年)・『日本林制史資料』所収。
- 12) 調査報告「みちのく熊野信仰」(『みくまの』第四号、熊野記念館資料収集調査委員会歴史部会1988年)
- 13) 「清光公済美録」卷之九、以下断りのない限り同史料によつた。
- 14) 『徳川実紀』第二編111ページ。
- 15) 「自得公済美録」卷之九一下。
- 16) 前掲『本宮町史』文化財古代中世史料編1047～1048ページ。
- 17) 前掲『本宮町史』文化財古代中世史料編1048ページ。
- 18) 前掲「自得公済美録」卷之九一下。
- 19) 拙著『紀州藩の政治と社会』(清文堂出版2002年所収「第二章第二節田辺領と新宮領」
- 20) 『本宮町史』近世史料編(本宮町1993年) 462～463ページ。
- 21) 『紀伊南牟婁郡誌』(南牟婁郡教育会1925年) 268～270ページ。

- 22) 前掲『本宮町史』近世史料編2ページ。
- 23) 平山行三著『紀州藩農村法の研究』(吉川弘文館1972年) 3~19ページ。
- 24) 前掲『南牟婁郡誌』下267ページ。
- 25) 『南紀徳川史』第十冊(復刻)(名著出版1971年) 432ページ。
- 26) 前掲『南紀徳川史』第十冊(復刻) 433~434ページ。
- 27) 『古座川町史』近世史料編(古座川町2005年) 203~206ページ。
- 28) 古座川町平井の前田英之助氏によれば、黒木(モミ・トガサワラなど)ではないかと教授された。
- 29) 前掲『古座川町史』近世史料編268ページ。
- 30) 前掲『古座川町史』近世史料編271ページ。
- 31) 前掲『南紀徳川史』429~497ページ。
- 32) 平山行三著『紀州藩農村法の研究』(吉川弘文館1972年) 25~28ページ。
- 33) 前掲『南紀徳川史』第十冊448ページ。
- 34) 前掲『南紀徳川史』第十二冊374~378ページ。
- 35) 『紀州田辺万代記』10・11(田辺市教育委員会) 19ページ。
- 36) 前掲『紀州田辺万代記』21ページ。『日置川町史』第二巻は宝永7年と推定している。
- 37) 前掲『紀州藩の政治と社会』85ページ。
- 38) 前掲『紀州田辺万代記』12・13(田辺市教育委員会19) 79ページ。
- 39) 前掲『紀州田辺万代記』廿一・廿二・廿三42ページ。
- 40) 前掲『南紀徳川史』第十冊449ページ。
- 41) 前掲『紀州藩の政治と社会』所収第二章第一節「公文」から「大庄屋」へ。
- 42) 広本満著『紀州藩政史の研究』(宇治書店1992年) 47ページ。
- 43) 前掲『紀州藩の政治と社会』154~156ページ。
- 44) 『和歌山県史』近世史料三(和歌山県1981年) 70ページ。
- 45) 森彦太郎編『紀州文献日高近世史料』(復刻)(臨川書店1975年) 99~444ページ。
- 46) 前掲『日置川町史』第二巻506~507ページ。
- 47) 伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態および(『社会経済史学』十一巻七・八, 1941年)。
- 48) 前掲『和歌山県史』近世史料3~33ページ。

(Japanese Early Modern History, 日本近世史)